

気候変動次期枠組み交渉をめぐる状況

平成22年 3月 2日

1. COP15結果概要

昨年12月7日から19日に、デンマーク・コペンハーゲンにおいて、京都議定書第一約束期間後（2013年以降）の枠組みについて議論する国連気候変動枠組条約第15回締約国会議（COP15）等が開催された。我が国から、鳩山総理大臣、小沢環境大臣等が出席した。

前半の事務レベルの特別作業部会における議論、閣僚レベルでの協議等を経て、17日夜から18日深夜にかけては首脳による協議・交渉も行われた。30名近くの国・機関の首脳レベルの協議・交渉の結果、「コペンハーゲン合意」（別添1）が作成され、19日未明にかけて、COP全体会合にかけたところ、先進国、島嶼国、後開発途上国を含めほぼ全ての国が賛同し、その採択を求めたが、数か国（ベネズエラ、キューバ、ボリビア、スーダン等）が、作成過程が不透明であったことを理由に採択に反対したため、条約締約国会議として「同合意に留意する」と決定された。

今後の議論については、昨年終了することになっていた条約の下での長期協力行動のための特別作業部会（AWG-LCA）及び京都議定書の下での附属書I国の更なる約束に関する特別作業部会（AWG-KP）の作業を継続することが決定された。

当省（森林・農業分野）関連については、AWG-KP及びAWG-LCAにおいて、2013年以降の次期枠組みにおける先進国の吸収源の取扱いや、途上国の森林減少・劣化問題（REDD）、気候変動における農業分野の取扱い等について議論が行われたが、具体的な内容の決定には至らず、本年11～12月のCOP16に向けて、検討を継続していくこととなっている（別添2）。

また、COP15開催期間中に、農業分野の温室効果ガスの研究ネットワークであるグローバル・リサーチ・アライアンスの設立に関する閣僚級共同宣言が記者発表された。共同宣言への参加国は、共同提案国のニュージーランド、米国に加え、我が国を含めた21カ国にのぼり（1月末時点で23カ国）、我が国からは、水田から発生する温室効果ガスの排出削減技術など水田管理の分野で貢献していきたい旨表明した（別添3）。

2. コペンハーゲン合意への賛同及び排出目標の通報

1月26日、我が国は、コペンハーゲン合意に賛同する意思を書面にて国連気候変動枠組条約事務局に対して通報するとともに、コペンハーゲン合意に従って、我が国の排出削減目標を提出した（別添4）。

3. 今後のスケジュール

4月9日～11日 AWG会合（予定）

5月31日～6月11日

気候変動枠組条約補助機関会合（※）（ドイツ・ボン）
[AWG会合を同時開催する可能性]

7月～11月 [COP16までAWG会合を数回開催する可能性]

11月29日～12月10日

COP16（メキシコ・カンクン）

※第32回科学上及び技術上の助言に関する補助機関会合（SBSTA32）

第32回実施に関する補助機関会合（SBI32）

（別添5）

「コペンハーゲン合意」のポイント

- 世界全体の気温の上昇が 2 度以内にとどまるべきであるとの科学的見解を認識し、長期の協力的行動を強化する。
- 附属書 I 国(先進国)は 2020 年の削減目標を、非附属書 I 国(途上国)は削減行動を、2010 年 1 月 31 日までに事務局に提出する。
- 附属書 I 国の行動は MRV(測定/報告/検証)の対象となる。非附属書 I 国が自発的に行う削減行動は国内的な MRV を経た上で、国際的な協議・分析の対象となるが、支援を受けて行う削減行動については、国際的な MRV の対象となる。
- 森林減少・劣化からの排出の削減の重要な役割や、森林吸収の必要性を認識し、メカニズムの設立を通じた、インセンティブの提供の必要性に合意する。
- 先進国は、途上国に対する支援として、2010～2012 年の間に 300 億ドルに近づく新規かつ追加的な資金の供与を共同で行うことにコミットし、また、2020 年までには年間 1,000 億ドルの資金を共同で調達するとの目標にコミットする。気候変動枠組条約の資金供与の制度の実施機関として「コペンハーゲン緑の気候基金」の設立を決定する。
- 2015 年までに合意の実施に関する評価の完了を要請する。

気候変動次期枠組み交渉（COP15） 農林水産分野の結果ポイント

1 先進国における森林・農地等吸収源（LULUCF）の取扱い

- 森林吸収源の算定方式

多くの先進国が参照レベル方式を支持。我が国もグロスネット方式と同等の効果（参照レベル=0）を前提に参照レベル方式を検討可能としたところ。

途上国は各国別に参照レベルを設定することについて透明性の観点から問題視するとともに、吸収量の算入上限値を設定すべきと主張。

- 農地土壤吸収源の算定方式

我が国がルールの継続性等の観点から主張している現行ルール（ネットネット方式）が盛り込まれているところ。

- 議論の結果、今次会合では、内容の合意には至らず、作業部会において議論を継続することを決定。

2 途上国における森林減少・劣化に由来する排出の削減（REDD）

- 「コペンハーゲン合意」に、森林減少・劣化からの排出の削減や吸収の役割の重要性や、メカニズムの設立を通じた、インセンティブの提供の必要性等について盛り込まれた。

- 資金メカニズムを始めとするREDDの政策論については、COP15後も引き続き作業部会において検討。

- 吸収・排出量の推計やモニタリング等、REDDの方法論については、指針が決定。

3 気候変動における農業分野の取扱いについて

- 作業部会において、①農業分野における緩和策の研究・技術協力、②農業分野における緩和策が国際貿易の悪影響とならないこと等の規定のあり方について議論。先進国・途上国間で意見の一致が見られず、COP15後も引き続き検討。

4 農業温室効果ガスに関するグローバル・リサーチ・アライアンス

- 12月16日、農業分野の温室効果ガスの研究ネットワークであるグローバル・リサーチ・アライアンスの設立に関する閣僚級共同宣言。参加国は、共同提案国のNZ、米国の他、我が国を含む全21カ国（1月末時点では23カ国）。本年4月、NZにおいて、高級事務レベル会合が開催される予定。

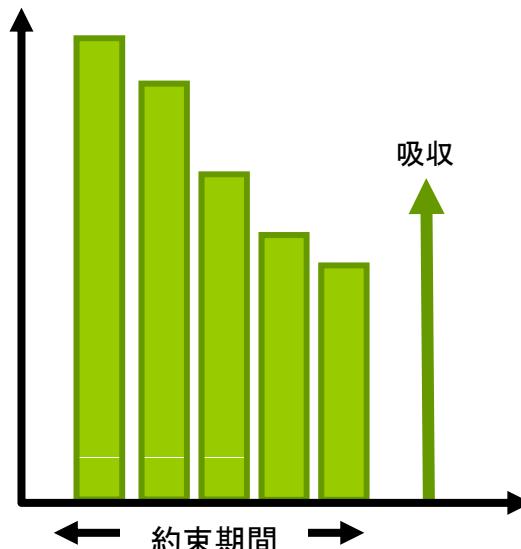
森林吸収量の算定ルール案

[別添2 (参考1)]

① グロスネット方式

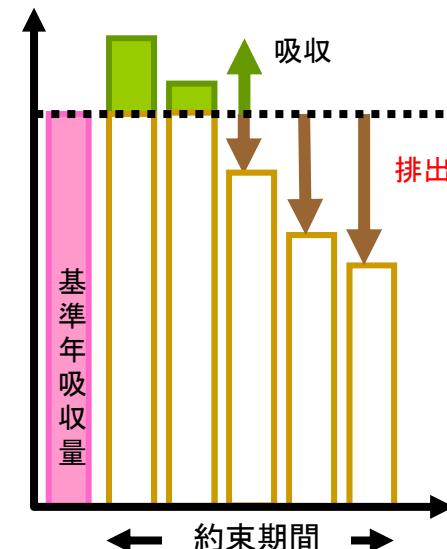
- 約束期間の吸収量をカウント
- 第一約束期間のルール

年間吸収量



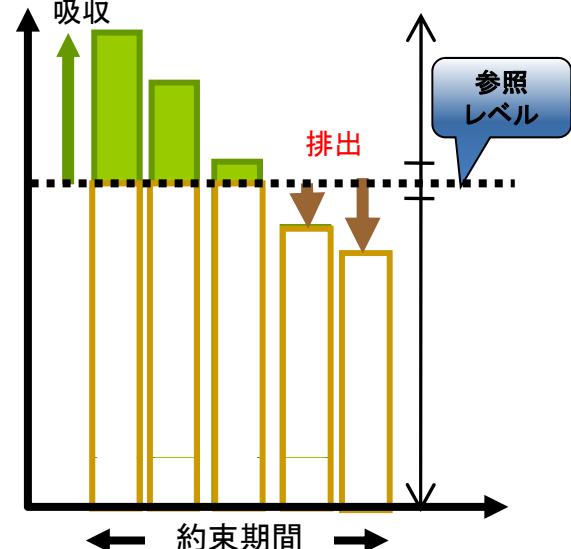
② ネットネット方式

- 基準年と約束期間の吸収量の差をカウント



③ 参照レベル方式

- 国ごとに参照レベルの値を定め、この値と、実際の吸収量との差をカウント

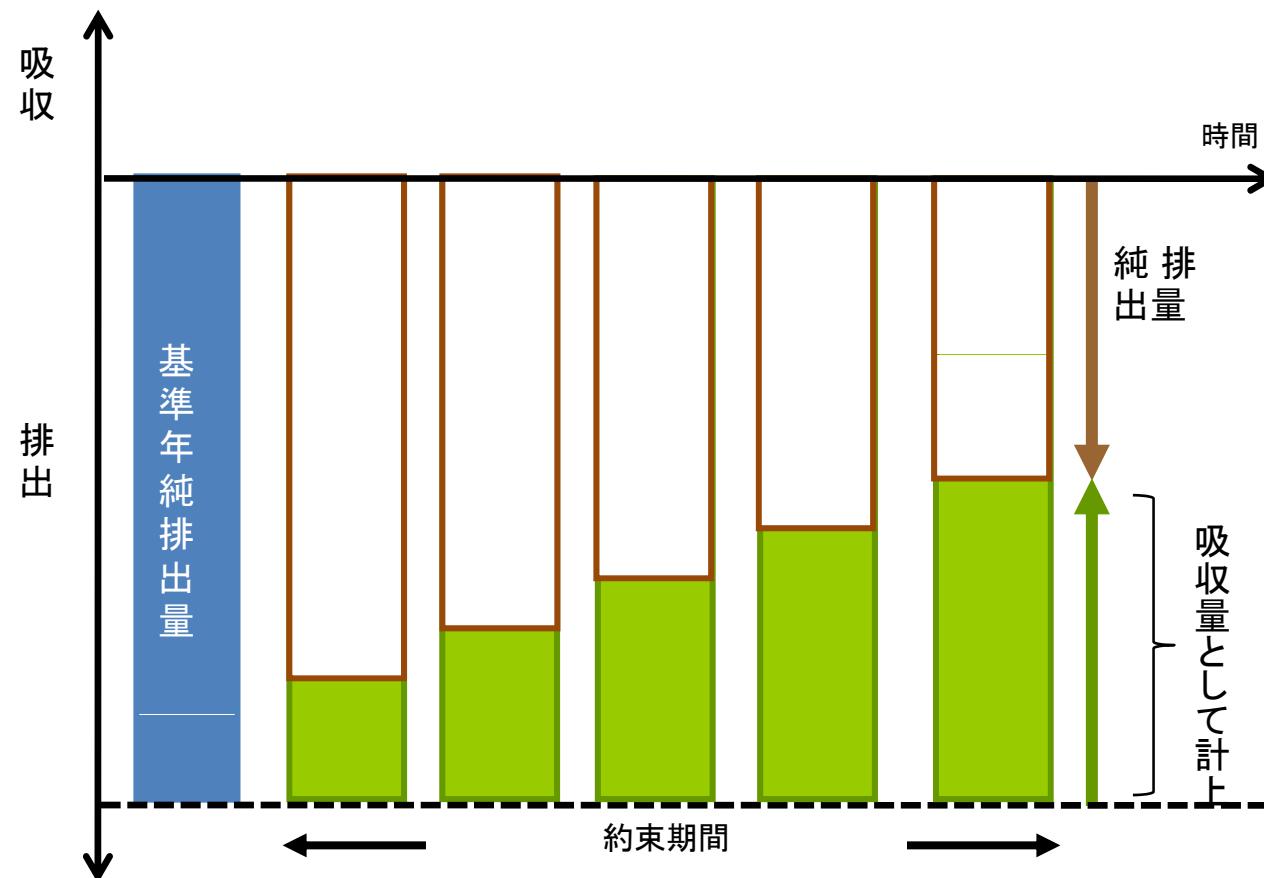


我が国の2020年の森林吸収量は、森林の成熟化に伴う成長量の低下により、第一約束期間(目標3.8%)に比べ減少する見込み(グロスネット方式の場合は最大でも2.9%の吸収、ネットネット方式の場合は少なくとも1.5%の排出)。

農地土壤の炭素吸収量の算定方式について

ネットネット方式(現行ルール)
(基準年と約束期間との排出の差を吸収として計上)

- 我が国の森林が温室効果ガスの純吸収源であるのに対して、農地土壤は純排出源。基準年と比較して、温室効果ガス排出量が減少した場合、その差を吸収量として計上。



気候変動と途上国の中の森林減少問題

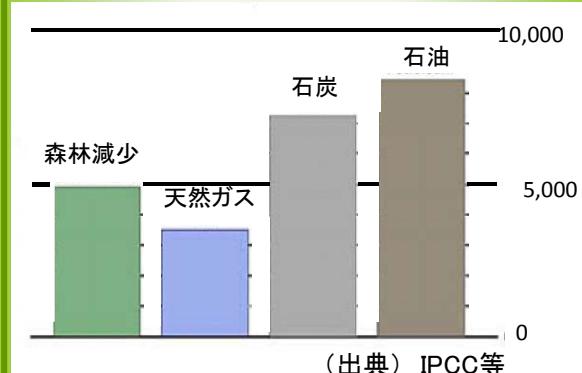
[別添2 (参考3)]

気候変動と森林減少の関係

- 途上国の中の森林減少等に由来する排出量は世界の温室効果ガス排出量の2割
- 京都議定書では、この問題は対象外
- 次期枠組み交渉に組み込む方向で、2009年中に結論を得るべく検討開始することが決定(2007年12月のCOP13)
- COP14(2008年12月)では、取組促進のための閣僚声明を発表

世界全体の年平均排出量の比較

(単位: 百万トン-CO₂)



途上国における森林減少の現状

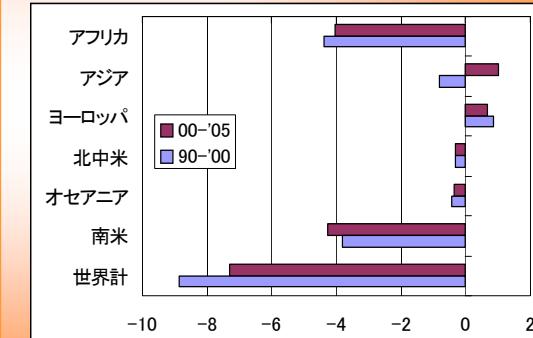
- 世界の森林面積は40億ヘクタール(全陸地面積の3割)
- 毎年1290万ヘクタール減少(2000-2005)(植林等による増加分を差し引くと730万ヘクタールの純減)
- 南米(特にブラジル)、アフリカ、アジアではインドネシア等において依然として急激な減少が進行中
- 主な原因は、焼畑、森林火災、農地開発、違法伐採等

※途上国でも森林の増加している国はあります、状況は様々

森林面積の年間あたりの増減

(1990年-2005年)

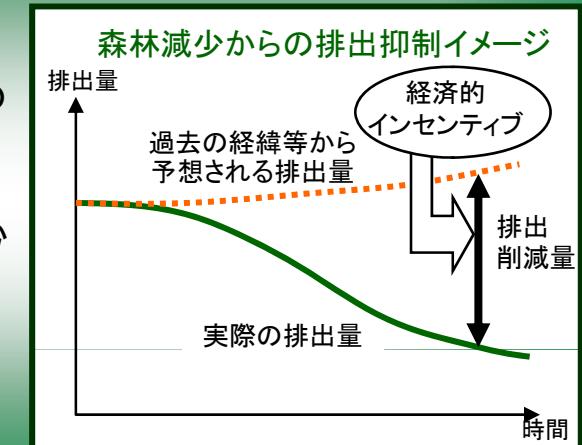
(単位: 百万ha)



(出典) FAO 世界森林資源評価2005

途上国の中の森林減少・劣化に由来する排出の削減(REDD)*の考え方

- 先進国は途上国の中の次期枠組への参加と自国の削減クレジット獲得の両面で大きな関心
- 途上国(森林国)は森林減少抑制への先進国からの資金獲得に関心
- REDDの実施には、排出量の把握手法等の開発や、そのための人材育成、技術移転等が課題



* Reducing emissions from deforestation and forest degradation in developing countries

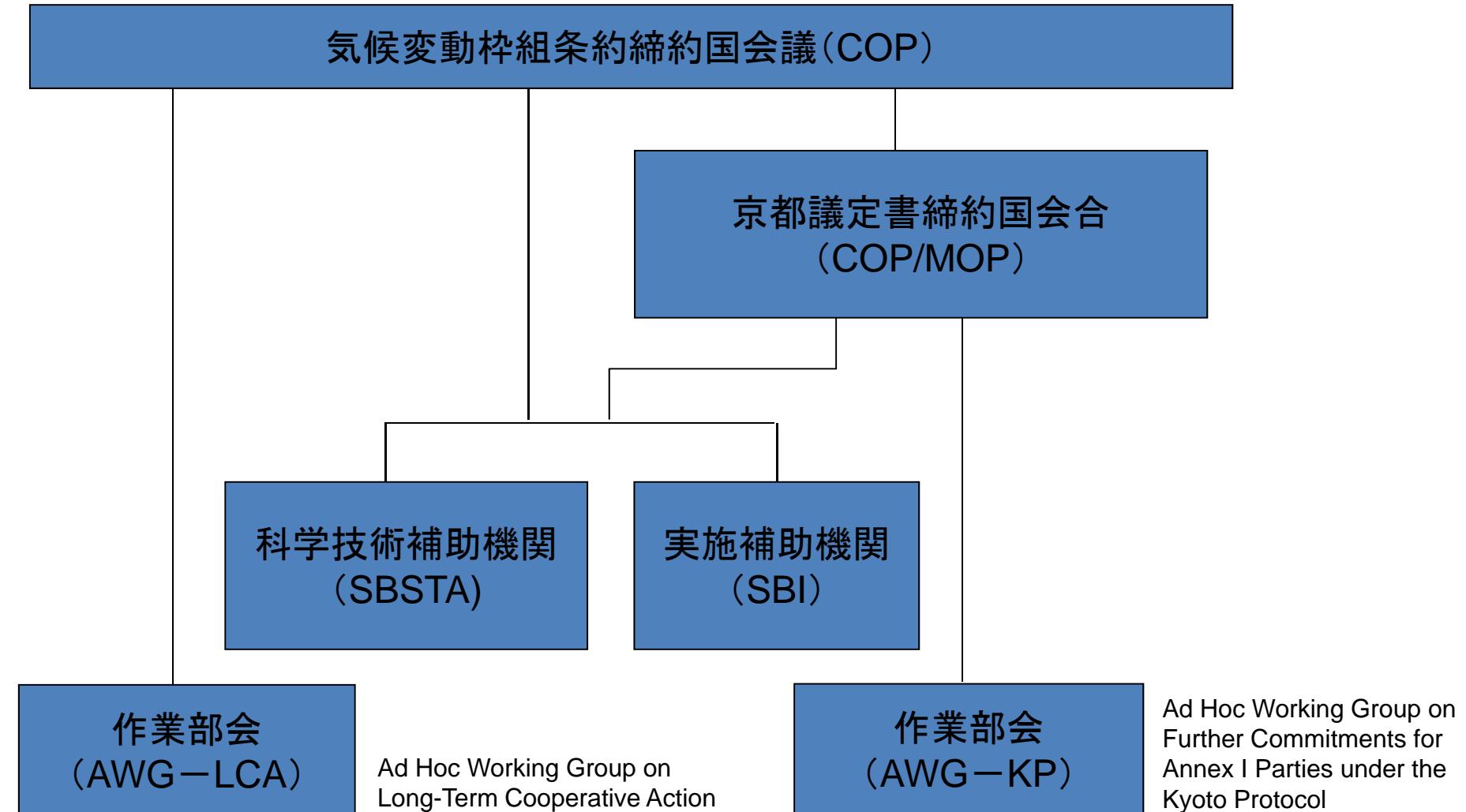
**農業温室効果ガスに関する
グローバル・リサーチ・アライアンス設立についての
閣僚共同宣言（仮訳）**

- 農業（畜産、作物生産、米生産を含む）は、食料安全保障、貧困削減及び持続可能な開発において主要な役割を果たしている。
- 農業セクターは、気候変動の影響に特に脆弱であり、地球全体の温室効果ガス排出への寄与を削減しながら、大幅に増加する世界の食料需要に応えるという大きな課題に直面している。
- 農業セクターは、地球上の温室効果ガス排出の約14%に寄与しており、食料安全保障という目的の実現に寄与しながら、排出削減と炭素貯留に貢献する多くの可能性を有している。
- 営農管理の改善と高度な技術を通じて生産体系の効率化と生産性を改善することによって農業による温室効果ガスの排出を削減し炭素貯留を増加する可能性がある。これは、食料需要の増加に見合った持続的な方法で回復力が強く適応能力のある農業体系の構築にも寄与しうるものである。
- 食料安全保障の必要性を踏まえつつ、我々は、農業生産における排出濃度の削減や炭素貯留の可能性の増加に寄与するため、農業の温室効果ガスに関するグローバル・リサーチ・アライアンスを設立することを決意した。これにより、総合的な緩和への取組に貢献できる。
- このグローバル・リサーチ・アライアンスは、次に掲げる事項のために、公的機関や民間の研究における国際協力と投資を増加させることを目指す：
 - 情報共有の改善と農民による緩和と炭素貯留のための手法及び技術へのアクセスとその適応の改善、そしてそれはまた生産性と回復力を強化
 - 適応と緩和の取組の間の相乗効果の促進
 - 異なる農業体系における温室効果ガスの排出と炭素貯留の計測及び評価の改善に必要な科学技術の開発
 - 研究の一貫性及び緩和の取組へのモニタリングを改善するため、温室効果ガス排出と炭素貯留の計測と推測に関する統一的な手法の方針取りまとめ
 - 世界中の科学者の間での情報の交換を促進
 - 新たなパートナーシップの構築と交流の機会を通じた、緩和に関する知識及び技術に関する専門的な知見を科学者が獲得できるように支援
 - 研究調整や優良な取組や技術の普及を促進・強化するために、農民、農民組織、産業界・民間、国際及び地域研究機関、基金、その他適当なNGO等とのパートナーシップの構築

【 グローバル・リサーチ・アライアンス参加国一覧； オーストラリア、カナダ、チリ、コロンビア、デンマーク、フランス、ドイツ、ガーナ、インド、インドネシア、アイルランド、日本、マレーシア、オランダ、ニュージーランド、ペルー、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、米国、ウルグアイ、ベトナム】

附属書Ⅰ国	2020年の経済全体の数量化された排出目標	
	2020年の排出削減量	基準年
日本	25%削減、ただし、すべての主要国による公平かつ実効性のある国際枠組みの構築及び意欲的な目標の合意を前提とする	1990

国連気候変動枠組条約締約国会議の構成



(参考)

LULUCF: Land Use, Land-Use Change and Forestry
REDD: Reducing emission from deforestation and forest degradation in developing countries
土地利用、土地利用変化及び林業の活動による温室効果ガスの吸収・排出
途上国における森林減少・劣化に由来する排出の削減